

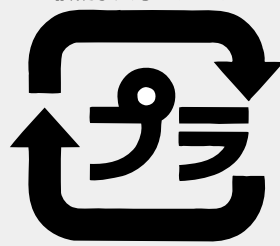
ごみの出し方再点検 プラスチックごみ編

プラスチックのごみは、食料品・日用品の容器や包装に使用された「プラスチック製容器包装」とバケツやハンガーなどの「その他のプラスチック類」に大別されます。分別を間違えないようお願いいたします。

なお、「プラスチック製容器包装」には、左の識別表示マークが付付けられていますので、分別に迷われたときには目安としてください。

プラスチック製容器包装は「プラスチック容器の目」に、その他のプラスチック類は「かんの目」に、それぞれプラスチック用の指定ごみ袋に入れて出してください。

プラスチック製容器包装の
識別表示マーク



その他の
プラスチック類



プラスチック製
容器包装

汚れたプラスチック製容器包装は洗って！

プラスチック製容器包装はリサイクルするため、汚れたものは洗って乾かしてから出してください。



1、洗う



2、乾かす

旧町の指定ごみ袋 使用期限を延長

旧町の指定ごみ袋は、六月三十日まで使用が可能な期間として定め、皆さんにご協力をお願いしました。しかし、三カ月の延長期間では使いきれないとの問い合わせが多数寄せられました。

ごみ袋の使用可能な期間は特に設けず、使いきっていたことにしました。なお、旧町の指定ごみ袋の使用方法は、左の表のとおりです。お間違いのないよう、引き続きご協力願います。

ごみの種類 袋の種類	燃やせるごみ	プラスチック製容器包装 その他のプラスチック類	
		×	○
旧伊豆長岡町 指定ごみ袋	使いきってください。	×	伊豆の国市プラスチック用袋をご利用ください。
旧大仁町 指定ごみ袋	使いきってください。	×	
旧菰山町燃える ごみ用指定袋	使いきってください。		-----
旧菰山町プラスチック用指定袋	-----		使いきってください。

旧町の指定ごみ袋の使用期限は特に設けません。すべて使いきってください。

このページの問合せ クリーン課 電話 055 949 6805

ダメ、絶対、ごみの野焼き

ごみの野焼きは法律で禁止です

庭先や空地などのごみを焼却することは、煙や悪臭により周辺の生活環境に被害をもたらすばかりではなく、塩化系ビニール類などを一緒に燃やすとダイオキシン類の発生の原因となります。家庭で出たごみは、市の分別方法に沿って、ごみステーションに出してください。

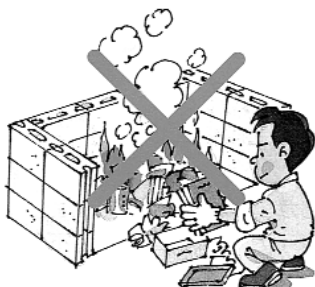
また、事業者が行う野外焼却は、廃棄物処理法で定める構造基準に適合した焼却炉を使用する以外は禁止されています。下に示したものが、基準に適合した焼却炉となりますので、もう一度ご確認ください。

なお特例として、防災訓練、地域の習慣による催事、宗教上の儀式行事、農林業のあぜの草や下枝の処理に伴う焼却については可能な場合があります。その場合でも、近隣の生活環境に支障があるときは、市から焼却中止のお願いをさせていただきます。

野焼き



ブロック積み



一斗缶



ドラム缶



焼却炉の構造基準

- 1、空気取入口および煙突の先端以外に焼却設備内と外気が接する隙間がなく、燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること
 - (1)、入口には、きちんと閉じることができる「二重扉」を設置すること
 - (2)、隙間や破損部分がある場合には補修すること
- 2、燃焼に必要な量の空気に通風が行われるものであること（十分な高さおよび口径の煙突を設置する）
- 3、外気と遮断された状態で廃棄物を定量ずつ燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式の焼却設備など構造上やむを得ないと思われる場合を除く）
- 4、燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- 5、燃焼室中の燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること



小型焼却炉での焼却方法

- 1、煙突の先端以外から燃焼ガスが出ないように焼却すること
- 2、煙突の先端以外から火炎、黒煙を出さないように焼却すること
- 3、煙突から焼却灰や未燃物が飛散しないように焼却すること

このページの問合せ
環境政策課
電話 055 949 6804

忘れてませんか？ 犬の登録と 狂犬病予防注射



現在、伊豆の国市で登録されている犬は五千二百八頭です。また、四月十三日

から二十三日に実施した狂犬病予防集合注射は、一千五百四十六頭が受けました。それ以外に動物病院などで狂犬病予防注射を受けている場合も多くあります。

しかし、登録をしない、狂犬病予防注射も受けていない犬が多くみられます。これでは飼主の義務をはたしていないこととなります。このような場合、狂犬病予防法違反で罰せられることがあります。犬の登録については各支所の地域振興課で手続きができます。狂犬病予防注射については動物病院などで受けることができます。登録をしていない犬、狂犬病予防注射を受けていない犬を飼っている人は、必ず手続きをしてください。